## 2017年度 株式会社日立物流東日本 運輸安全マネジメントの情報公開 (事業年度 2017年4月1日 ~ 2018年3月31日)

本情報公開は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8に基づき実施するものです。 (対象事業者の区分:事業用貨物自動車300両未満)

1. 輸送の安全に対する基本的な方針

輸送の安全は、CSR(企業の社会的責任)の重要な要素のひとつとして、経営トップの主導のもと、次の方針に従い、当社の全従業員が一体となって取り組んでまいります。

- (1) 当社は、運行管理体制の充実を図り、法令に定められた運行管理を適切に機能 させます。
- (2) 当社は、PDCAサイクル(計画、実施、評価、改善)の実践により、輸送の 安全性の継続的な向上を図ります。
- (3) 当社は、全従業員に対して、安全の確保が最も重要であるという意識を教育や 啓蒙活動を通して徹底させます。
- 2. 輸送の安全に関する目標及び達成状況(2017年度)
  - (1) 交通事故の撲滅

①目 標:軽微な事故を含めて「交通事故ゼロ」を目指します。

②達成状況:貨物運送事業及びこれに付帯する全ての業務において、自動車事故

報告規則第2条に定める交通事故は「ゼロ」でした。

(2) 交通事故防止のための教育

①目 標:交通事故防止のための教育を積極的に実施します。

②達成状況:ア.新任操縦士教育、中堅操縦士教育、危険感受性向上を目指した 危険予知訓練、ヒヤリ・ハット提案活動などを実施しました。

イ. 操縦士の運転適性診断受診と結果に基づく面談指導、添乗指導などを実施しました。

ウ. SAS (睡眠時無呼吸症候群) スクリーニング検査を実施しました。

3. 輸送の安全に係る処分

2017年度において、輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分はありませんでした。

以上